

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第22号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年7月25日（水） 09時25分ごろ
発生場所	長崎県南島原市南有馬漁港南西方沖 南島原市所在の南有馬港島堤灯台から真方位225° 2,900m 付近 （概位 北緯32° 36.4′ 東経130° 13.5′）
事故等調査の経過	平成25年3月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{みずほ} 瑞穂丸、2.6トン NS3-400643（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ビーナス、5トン未満 292-47137長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部鋼製パイプに擦過傷 B 操舵室左舷側風防等が破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、機関を微速力前進とし、船長Aが、前部甲板でたこつぼ漁具を揚収しながら、西南西進しており、衝突するまでB船に気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西に向けた状態で釣りをしながら漂泊中、平成24年7月25日09時25分ごろ、南有馬漁港南西方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Bは、衝突の約5分前、東方にA船を視認したものの、A船が接近して来ると思わなかったため、船尾の操縦席で西を向いて釣りをしており、衝突直前までA船の接近に気付かなかった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、南有馬漁港南西方沖で漁具を揚収しながら西南西進中、船

	<p>長Aが、前部甲板での漁具の揚収作業に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南有馬漁港南西方沖で釣りをしながら漂泊中、船長Bが、釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、南有馬漁港南西方沖において、A船が漁具を揚収しながら西南西進中、B船が釣りをしながら漂泊中、両船船長が見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中や漂泊中は、常時、見張りを適切に行うこと。